

# 区画整理NEWS

VOL.3  
2022.6  
神戸市発行

## 審議会委員の選挙日程が決まりました

令和4年3月9日（水）に事業着手した、鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業について、権利者の皆さんの意見をできるだけ反映させながら、事業を公正に進めていくために、権利者の代表等で構成される土地区画整理審議会を設立します。

施行者である神戸市は、審議会に意見や同意を求めながら、事業を進めていきます。

本号では審議会委員の選挙に関する日程等が決まりましたのでご案内します。

特集 | 土地区画整理審議会委員の選挙に関する日程 |

区画整理NEWSについて

区画整理NEWSでは、事業のスケジュールや進捗状況、各種手続き、補償内容や手順などについて順次ご案内する予定です。



## 土地区画整理審議会委員の選挙

### 選挙期日及び選挙人名簿縦覧の公告

- ・ 6月14日に土地区画整理審議会の選挙期日（投票日）の公告、6月21日に選挙人名簿の縦覧の公告を行いましたのでお知らせします。
- ・ ただし、審議会委員に立候補される方が定数8名を超えない場合は、投票は行われません。

- **選挙期日（投票日）**                      令和4年9月11日（日）  
時間と場所は、令和4年8月末に別途お知らせします。
- **選挙人名簿縦覧**                              令和4年7月26日（火）から  
8月9日（火）まで

#### 【縦覧の場所及び時間】

- (1)都市局工務課 中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル8階  
午前8時45分から午後5時30分まで(土・日・祝を除く)
- (2)北区まちづくり課 北区鈴蘭台北町1-9-1  
午前8時45分から午後5時30分まで(土・日・祝を除く)
- (3)鈴蘭台相談所  
北区鈴蘭台北町1-10-2鈴蘭台プラザ2階  
午前9時30分から午後4時30分まで(土・日・祝のみ)

### 審議会について

定数	10名（権利者8名＋学識経験者2名）
選任方法	権利者：立候補 ※定数を超える場合は選挙を行います。 学識経験者：神戸市長による選任
任期	5年

### 選挙権、被選挙権を有する方

- ・ 選挙人名簿の作成基準日（令和4年7月4日（月））時点で、事業区域内に土地をお持ちの方及び土地を借りておられる方（借地権を登記されている方、または神戸市に対して借地権申告の手続きを行い、受理された方）です。
- ・ 権利の申告や届出については、5ページをご確認ください。



## 土地区画整理審議会委員の選挙に関する日程

- ・ 審議会委員の選挙に関する日程が決まりましたので、下記のとおり、審議会委員選挙を行います。

事項	期日・期間	場所	概要
① 選挙期日の公告	6月14日(火)	神戸市役所掲示板 (中央区加納町6-5-1)	選挙期日(投票日)及び選挙人名簿縦覧日の公告を行いました。
② 選挙人名簿縦覧期日の公告	6月21日(火)		
③ 選挙人名簿作成基準日	7月4日(月)	—	地区内の宅地について基準日現在、登記のある土地所有者及び登記又は申告された借地権者の方々が選挙人名簿に記載されます。選挙人名簿に記載された方々だけが、選挙権及び被選挙権を行使することができます。
④ 選挙人名簿縦覧期間及び異議申し出期間	7月26日(火) ～8月9日(火)	(1) 都市局工務課 (中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル8階)  (2) 北区まちづくり課 (北区鈴蘭台北町1-9-1)  (3) 鈴蘭台相談所 (北区鈴蘭台北町1-10-2 鈴蘭台プラザ2階)	選挙人名簿の縦覧を行います。(土日祝日は、鈴蘭台相談所のみ行います)この期間中は、選挙人名簿の記載漏れや誤りがある場合、権利者からの異議申し出を受付けます。
⑤ 選挙人名簿の確定及び選挙する委員数の公告	8月15日(月)	神戸市役所掲示板	選挙人名簿の確定、土地所有者と借地権者別に選挙する委員の数を公告します。
⑥ 立候補受付期間	8月15日(月) ～8月22日(月)	都市局工務課	審議会委員に立候補される方は「立候補届」を、他の権利者を立候補に推薦される方は「立候補推薦届」と「立候補承諾書」を、神戸市長宛に提出して下さい。
⑦ 候補者の氏名・住所並びに選挙場等の公告 (投票を行わない場合はその旨の公告)	8月31日(水)	神戸市役所掲示板	候補者の氏名、住所、選挙場所及び投票時間と開票日時を公告します。 (立候補された数が、定数内の場合は、投票が行われません)
⑧ 投票・開票の日時・場所	9月11日(日)	未定 (後日お知らせします)	投票時間は未定です。 (後日お知らせします)
⑨ 当選人の住所・氏名の公告、通知	9月16日(金)	神戸市役所掲示板	当選の効力は公告があった日から生じます。



## 選挙についてのQ&A (その2)

Q1 選挙人名簿について教えてください。

A1 土地区画整理法に基づき、当該選挙において選挙権及び被選挙権をお持ちの方の氏名、住所、性別及び生年月日を記した名簿です。選挙人名簿作成基準日（7月4日）において、施行地区内に宅地を所有する方及び宅地について借地権を有する方を対象に、名簿を作成します。

Q2 選挙人名簿の縦覧期間は、何ができるのですか。

A2 縦覧期間中は、選挙人名簿に記載されたご自身の氏名、住所、性別及び生年月日を確認することができます。また本人情報との相違をご確認された場合に異議の申出書を神戸市に提出し、選挙人名簿を修正することができます。縦覧期間を過ぎますと修正ができず、本人情報に相違がある場合に当該選挙に参加できなくなりますので、ご注意ください。

Q3 所有権又は借地権を共有しているが、共有者全員に選挙権はありますか。

A3 全員にはありません。選挙日（9月11日）までに共有者の中から代表者を一人選んで、神戸市に「代表選任通知書」を提出していただければ、その代表が選挙することが可能です。なお8月22日までに提出していただければ、被選挙権も有することができます。

Q4 所有権と借地権の両方をもっていますが、選挙権・被選挙権はどうなりますか。

A4 それぞれの権利につき選挙権・被選挙権を有します。ただし立候補できるのは、宅地所有者若しくは借地権者のどちらか一方となります。

Q5 選挙で選ばれる審議会委員のうち、宅地所有者と借地権者の割合はどうなりますか。

A5 権利者（所有者及び借地権者）の中から選ばれる委員の数は8名となっており、その内訳は所有者及び借地権者のそれぞれの総数におおむね比例するように定めることとなります。もし借地権者がいない場合は、所有者の中から8名が選ばれます。

## 選挙に関する各種申告・届出のお知らせ

- 下記に当てはまる場合は、審議会委員の選挙において、選挙権・被選挙権を得るために、所定の申告・届出が必要になります。

項目	説明	手続き書類等
① 土地を共有している場合・ 共同で借地*をしている場合 *③による申告手続きが必要です	選挙において、土地の共有者または共同借地権者は、原則として1つの土地所有者または1つの借地権者として取扱います。 そのため、代表者を1人選任し、神戸市に代表者選任通知を提出していただく必要があります。	代表者選任通知
② 所有者が死亡したが登記 を変更していない場合	神戸市に相続届を提出していただく必要があります。 相続人が2人以上の場合は、代表者選任通知と併せて提出してください。	相続届

※審議会委員の選挙の選挙権・被選挙権を得るために、①・②の手続きが必要な方には、神戸市より別途ご案内を送付します。

項目	申告手続き	
③ 借地しているが登記していない場合	申告時期	今年度予定している審議会委員の選挙の選挙権・被選挙権を得る場合は令和4年6月30日(木)までに申告が必要です。
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借地権申告書 土地所有者の方と申告者の方の自署による記名が必要</li> <li>・本人確認書類の写し 土地所有者の方と申告者の方</li> </ul>
	必要書類配布場所	神戸市ホームページ または 神戸市都市局工務課
	提出場所	神戸市都市局工務課



## 鈴蘭台相談所のご案内

神戸市では引き続き、鈴蘭台相談所の定期開設を行っております。事業に関するご相談・ご質問等ございましたらお気軽にお越しく下さい。

場 所 : 鈴蘭台プラザ 2階

開設時間 : 毎週水曜日 14:00~17:00

当日連絡先 : 078-771-6459

